

評価基準

評価項目			評価の着目点				配点		
			判断基準						
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	以下の①、②、③の順に評価する。(①、②、③の順に5点、3点、1点) なお、いずれも満たさない場合は特定しない。 ① 技術士資格(建設部門(都市及び地方計画))又は工学博士(都市計画及び地方計画に関する分野)、及び宅地建物取引士を有する。 ② 技術士資格(建設部門(都市及び地方計画))又は工学博士(都市計画及び地方計画に関する分野)を有する。 ③RCCM(都市計画及び地方計画)及び宅地建物取引士を有する。	5点		
			専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種業務等の実績の内容	過去10年間に同種業務の実績がある場合に評価する。(3点) なお、同種の業務実績が無い場合は特定しない。 上記に加えて、都市計画コンサルタント優良業務登録事業(ejob事業)において、過去に☆☆又は☆の評価を得た業務実績(総合計画関係業務、土地利用計画関係業務又は市街地整備計画関係業務)がある場合に評価する。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 (☆☆:5点、☆:4点)	5点		
実施方針・実施フロー・工程表・その他			業務理解度			目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10点		
			実施方針			業務実施手順に示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。			5点
						業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。			5点
						論理的、合理的視点で課題を解決するために新しい価値やアイデアを企画・提案できていると考えられる場合に優位に評価する。			5点
						多様な視点から課題に対応し、実現化へ導いていくことが可能と考えられる場合に優位に評価する。			5点
			実施体制			業務遂行のための動員計画、JV提案、学識経験者の活用等が有効な場合に優位に評価する。			5点

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
特定テーマに対する技術提案	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	10点
		必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。	5点
		事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	5点
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	5点
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている、また、利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。	5点
住民・事業者・行政等多様な視点から問題点や利害特質等が把握・分析されていると考えられる場合に優位に評価する。		10点	
多様な視点から課題に対応し、実現化へ導いていくことが可能と考えられる場合に優位に評価する。		5点	
独創性	論理的、合理的視点で課題を解決するために新しい価値やアイデアを企画・提案できていると考えられる場合に優位に評価する。	5点	
その他	社会貢献活動等に係る認証等の有無	企画提案書の提出期限日時時点で、次に掲げ認証等を保有している場合に、取得数に応じて評価する。 （4項目以上：5点、2～3項目：3点、1項目：1点） ① 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 ② 浜松市消防団協力事業所の認定 ③ 浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 ④ 健康経営優良法人の認定（経済産業省） ⑤ 浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 ⑥ 浜松市企業のCSR活動表彰（注1）	5点
			100点

提案者の順位の決定方法

- 1 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、評価項目の採点の合計点が最も高いものを受託候補者とする。
- 2 評価点の満点は700点とする。（評価委員1人あたりの点数100点×評価委員7人）
- 3 各評価委員の採点の合計点420点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者の中から受託候補者を特定する。
- 4 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 評価項目「特定テーマに対する技術提案」の点数が高い者を上位とする。
 - (2) (1)も同点の場合は、評価項目「実施方針・実施フロー・工程表・その他」が高い者を上位とする。

注1 浜松市企業のCSR活動表彰では、企画提案書提出期限日の2年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・ Star Prize制度マイスター認定事業所
- ・ 優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所（※3つの賞以外の受賞実績は対象外です。）